

松阪市公民館基本使用料

その1 松阪市松阪公民館

使用区分	使用時間	使用料		
		会場		摘要
		各室共	ホール	
午前	午前9時から 正午まで	1,870円	4,020円	倉庫を使用する場合は、月額490円(1㎡あたり)を徴収する。
午後	午後1時から 午後5時まで	2,180円	5,050円	
夜間	午後6時から 午後9時まで	1,870円	4,020円	

その2 その他公民館(他の条例等で定めのある公民館は除く。)

使用区分	使用時間	使用料			
		大会議室	調理室	小会議室	和室
午前	午前8時30分から 正午まで	2,560円	1,120円	1,210円	1,530円
午後	午後1時から 午後5時まで	2,640円	1,280円	1,380円	1,650円
夜間	午後6時から 午後9時まで	2,200円	960円	1,040円	1,310円

その3 その他施設

使用区分	使用時間	使用料					
		グラウンド		体育館		嬉野宇気郷公民館 陶芸室	
		中郷 公民館	嬉野宇気 郷公民館	中郷 公民館	嬉野宇気 郷公民館		
午前	午前8時30分から 正午まで	1,320円		1,230円		820円	ガス使用料 は実費負担 とする。
午後	午後1時から 午後5時まで	1,320円		1,350円		820円	
夜間	午後6時から 午後9時まで	2,640円	—	1,320円		1,230円	